

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十九号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定は、令和六年四月一日から適用する。